



# 島根県報

平成30年3月27日（火）

第2,991号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	4
島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	4
島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自 然 環 境 課)	4
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	4
島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	5

### 【告 示】

島根県保健医療計画の変更	(医 療 政 策 課)	5
救急病院の認定	( " )	6
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	6
島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針の一部改正	(子 ども ・ 子 育 て 支 援 課)	6
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	6
保安林予定森林	( " )	7
指定施業要件の変更予定保安林	( " )	7
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	8
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水 産 課)	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	9
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	( " )	11
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	( " )	19
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	( " )	19
島根県入札監視委員会設置要綱の一部改正	(土 木 総 務 課)	20
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	20
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	21

### 【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人 事 課)	21
--------------------	---------	----

### 【公 告】

公共測量の終了（2件）	(技 術 管 理 課)	22
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都 市 計 画 課)	23

### 【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	23
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	23

### 【公安規則】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	24
---	----

**【雑 報】**

公営住宅法の規定による雲南市営住宅及び共同施設の管理の実施

(建 築 住 宅 課) 24

**公布された条例等のあらまし**

## ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

- 1 規則の概要  
松江市の中核市への移行に伴う規定の整備（第2条関係）
- 2 施行期日  
平成30年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）

- 1 規則の概要  
引用する条項の整理
- 2 施行期日  
平成30年10月1日から施行することとした。

## ◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

- 1 規則の概要  
特別地域内における許可又は届出を要しない行為に、次の行為を追加することとした。（第20条関係）
  - (1) 特定外来生物の放出等の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
  - (2) 特定外来生物の防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## ◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

- 1 規則の概要
  - (1) 特別地区内における許可等を要しない行為に、次の行為を追加することとした。（第20条関係）
    - ア 特定外来生物の放出等の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
    - イ 特定外来生物の防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
  - (2) 野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為に、防除に係る特定外来生物である木竹を伐採する行為を追加することとした。（第22条関係）
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## ◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）

- 1 規則の概要
  - (1) 管理地区内における許可を要しない行為に、次の行為を追加することとした。（第15条関係）
    - ア 特定外来生物の放出等の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
    - イ 特定外来生物の防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
  - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第16号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和51年法律第64号）」の次に「及び松江市公害防止条例（平成29年松江市条例第122号）」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第17号

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2号様式付表の備考の6中「第43条の3の33第2項」を「第43条の3の34第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

---

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第18号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第20条中第28号の17を第28号の19とし、第28号の16を第28号の18とし、第28号の15を第28号の16とし、同号の次に次の1号を加える。

(28)の17 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第20条第28号の14の次に次の1号を加える。

(28)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

---

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第19号**

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第9号中ウをオとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第20条第1項第9号アの次に次のように加える。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第22条第1項第1号中「オ」を「カ」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第20号**

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号ヌ中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改める。

第15条第10号中セをソとし、サからスマまでをシからソまでとし、同号コ中「（平成16年法律第78号）」を削り、「又は殺処分を行う」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行う」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条第1号中「同条第10号サからセまで」を「同条第10号シからソまで」に改める。

第20条第6号ア中「第15条第10号コからスマまで」を「第15条第10号シからソまで」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告****示****島根県告示第173号**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、島根県保健医療計画（平成25年島根県告示第218号）の全部を変更し、平成30年4月1日から施行する。

なお、変更後の計画は、島根県ホームページに掲載する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第174号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	平成30年3月30日から 平成33年3月29日まで

## 島根県告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社More Liberty	居宅介護支援	ケアプラン言の葉・ことのは	浜田市殿町62-5	平成30年3月20日

## 島根県告示第176号

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針（平成18年島根県告示第973号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「 内 閣 府 「 内 閣 府  
第2中 平成26年文部科学省告示第1号 を 平成29年文部科学省告示第1号 に、「平成20年文部科学省告示第26  
厚生労働省 」 厚生労働省 」  
号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に、「平成20年厚生労働省告示第141号」を「平成29年厚生労働省告示第117  
号」に改める。

## 島根県告示第177号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所  
益田市戸田町イ1241
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第178号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市三隅町河内344

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第179号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町河内22乙、22乙内1、31乙、34-1、34-2、35-3、41-2から41-4まで、52、67-3、112、113内1、277-1、282-1、336から338まで、1010-2、1028-2、1083-1、1083内1から1083内6まで、1085から1088まで、1085内1、1085内2、1088-1、1088内1、1152から1154まで、1334、1361-9、1363-1、1365、1365内1、1369、1369内1、1369-2、1370-1、1373-1、1373-2、1374、1377-1、1377-2、1380-1から1380-3まで、1386、1386内1、1409内1、1411-2、1442-2、1442-7、1442-8、1442-16から1442-18まで、1444-1から1444-3まで、1452-1、1452-2、1469、1469内1、1489-2から1489-4まで、1489内1、1490、1494から1497まで、1496-1、1496-3、1496-5、1509-1、1511、1512-1、1513-1、1528、1649-1、1655-2、1656-1、1657-2、1657内1、1658、1658内1、1664、1664内1、1665、1665内1、1666内1、1666内2、1666-3、1666-4、1667-1、1668-4、1694から1707まで、1694内1、1694-2、1696-1、1697内1、1699内1、1702内1、1704-1、1704-2、1705内1、1706内1から1706内3まで、1707内1、1707内2、1722から1737まで、1731内1から1731内5まで、1738-1、1755、1756-1から1756-4まで、1757、1757-1、1757内2、1760-1、1760-3、1814-1、1817

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町河内336から338まで、1010-2、1028-2、1442-2、1442-7、1442-8、1452-2、1528、1656-1、1665内1、31乙・34-1・41-3・41-4・52・1088-1・1088内1・1334・1361-9・1363-1・1365・1369・1370-1・1380-2・1386・1409内1・1411-2・1469・1489-4・1496・1509-1・1649-1・1707・1755・1756-1・1757-1・1760-1・1814-1・1817（以上29筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町河内21-1、1047-3、1049、1052-3、1090、1090-1、1091、1091内1、1144-4、1144-5、1671、1672、1673-1、1679、1680、1709、1716-3、1717

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第180号

平成30年農林水産省告示第370号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
益田市向横田町口1184、口1186、口1198、口1199乙、口1199乙内1、口1199丙、口1248、口1250から口1253まで、口1768-2、口1768内2、口1768-3、口1768内3、口1769-4	堂本 達男
益田市猪木谷町口135から口137まで、口150	吉岡 真人
益田市猪木谷町口146	広瀬 正人

益田市猪木谷町口145、口153、口154、口155	水津 正子
益田市猪木谷町口147、口147内1、口148、口149、口149内1、口149内2、口160、口161、口933、口934-1、口939-1	水津 正子
益田市猪木谷町口162から口164まで、口165-1、口165-2、口166から口169まで、口171-1、口171-2、口175、口331、口917、口921、口923、口924-1、口924-2、口924内1から口924内4まで、口925、口927-3	栗山 達哉
益田市猪木谷町口928-2	下森 ヤスエ
益田市猪木谷町口928-3、口934-2、口936-1、口936-2	吉岡 真人
益田市猪木谷町口146	廣瀬 信義
益田市猪木谷町口927-1、口927-2	下森 初美
邑智郡邑南町日貫3976-1、3976-11	高橋 峯夫
邑智郡邑南町日貫3976-3、3976-5、3976-10、3976-17、3984	小笠原 千歳
邑智郡邑南町日貫3976-7、3976-12	青山 勝徳
邑智郡邑南町日貫3976-8	高場 米市
邑智郡邑南町日貫3983-2	高場 武美

### 島根県告示第181号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成30年3月27日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成30年3月27日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成30年3月26日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分の欄の1を次のように改める。

#### 1 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分の欄の2から5までの規定中「1に掲げる漁業以外の漁業で」を削り、同欄の6中「1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字菱浦」を「海士町大字福井」に改め、同欄の7中「1に掲げる漁業以外の漁業で」を削り、同欄の8中「1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字御波」を「海士町大字御波及び崎」に改め、同欄の9を次のように改める。

#### 9 削除

### 島根県告示第182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ  
島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

J R西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) J R西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤岡 繁樹

(変更後) J R西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	田江 泰彦	平成28年11月25日退店
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鷯 忠義	
(株) 梅月	岡山県倉敷市阿知一丁目7番2-602	高橋 耕太郎	平成30年3月2日退店
(株) ポイント	東京都千代田区丸の内1-9-2	遠藤 洋一	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	平成30年2月23日退店
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1番23-102号	田中 登志子	平成29年3月3日退店
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺田 秀蔵	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目12番48号	絹巻 秀展	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(有) クチタ	鳥取県米子市両三柳406	口田 真樹	
(株) キャン	東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号	藤井 浩	平成30年3月8日退店
(株) シークインターナシ ョナル	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目8番21号	高階 稔	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
ユナイテッドビーズ(株)	広島県福山市南手城町二丁目21番4号	高上 徳浩	平成28年4月25日退店
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	藤井 豊	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	平成30年3月2日退店

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	平成28年11月25日入店
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鷯 忠義	
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	平成30年3月2日入店
(株) アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	福田 三千男	平成27年3月1日名称・ 住所・代表者変更 (株) ポイント)
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	

(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	平成29年3月3日入店
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺田 秀蔵	
J R西日本山陰開発(株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	貴谷 健史	平成30年3月8日入店
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインター ナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	平成29年4月20日名称・ 住所・代表者変更 (有) クチタ)
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	落合 豊	平成30年3月8日入店
(株) シークインターナシ ョナル	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目8番21号	高階 稔	
(株) 七葉	東京都目黒区自由が丘1-29-18	朽網 一人	平成30年3月8日入店
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) アマガサ	東京都台東区浅草6-36-2	天笠 竜蔵	平成28年4月25日入店
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	藤井 豊	
(株) BLOOM	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	平野 和良	平成29年2月10日入店

## (4) 変更の年月日

(3)ア：大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成29年6月19日

(3)イ：上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成30年3月12日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第183号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条第1号中「者であること。ただし、」を「者（」に改め、「未満の者」の次に「」又は中小企業における経営の

承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第13条第1項に規定する認定中小企業者（同法第12条第1項第1号に掲げる中小企業者であるものに限る。）の代表者であって、同法第13条第2項に規定する特定経営承継関連保証を受けようとするもの」を加える。

別表一般融資の部一般資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.40パーセント」に、「法人 1人以上」を「法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による。」に改め、同部小規模企業特別資金の項中「12,500,000円」を「20,000,000円」に、「年1.50パーセント」を「年1.30パーセント」に、「7年」を「10年」に、「6箇月」を「1年」に、「法人1人以上」を「法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による。」に、「個人原則として不要」を「個人 原則として不要」に、「1.5パーセント」を「1.2パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項中「12,500,000円」を「20,000,000円」に、「年1.65パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.30パーセント」に、「7年」を「10年」に、「6箇月」を「1年」に、「法人1人以上」を「法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による。」に、「個人原則として不要」を「個人 原則として不要」に、「1.5パーセント」を「1.2パーセント」に改める。

別表特別融資の部を次のように改める。

特 別 融 資	創 業 者 支 援 資 金	次 の 対 象 者 の い ず れ か に 該 当 し 、 創 業 の た め の 資 金 を 必 要 と す る も の (1) 新たに事業を開始する計画を有する個人 (2) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人 (3) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する中小企業者である会社 (4) 事業実績が少ない等の理由によ	設 備 資 金 運 転 資 金	設 備 資 金 運 転 資 金 30,000,000 円 た だ し 、 融 資 対 象 者 の 欄 (1)及 び (2) に 掲 げ る 者 に つ い て は 、 次 に 掲 げ る 場 合 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 と す る。 (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する創業等関連保証（以下「創業等	年1.45 パー セ ン ト	年1.30 パー セ ン ト	設 備 資 金 12年 以 内 運 転 資 金 7年 以 内	2年以 内据置 き 元金均 等月賦	法 人 取 扱 金 融 機 関 又 は 保 証 協 会 の 決 定 に よ る。 個 人 原 則 と し て 不 要	取 扱 金 融 機 関 又 は 保 証 協 会 の 決 定 に よ る。 （年0.2 パー セ ン ト 以 上 1.5パ ー セ ン ト 以 下）	要 （年0.2 パー セ ン ト 以 上 1.5パ ー セ ン ト 以 下）	商 工 会 議 所 商 工 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協 J F し ま ね
------------------	---------------------------------	---	--------------------------------------	--	----------------------------	----------------------------	---	-------------------------------	--	--	--	---	---

	<p>り実質的に (1)から(3)ま でに掲げる 者に準ずる ものとみな される中小 企業者、組 合又は中小 特定非営利 活動法人</p>	<p>関 連 保 証」とい う。)を 受けよう とする場 合 設 備 資金と運 転資金と の合計額 として、 15,000,000 円又は自 己資金額 のいずれ か低い額</p> <p>(2) 産業競 争力強化 法（平成 25年法律 第98号） 第115条第 1項に規 定する創 業関連保 証（同条 第3項各 号に掲げ る要件の いずれに も該当す る創業者 である中 小企業者 に係るも のを含 む。以下 「創業関 連保証」 という。） を受けよ うとする 場合 設</p>										
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			備資金と 運転資金 との合計 額として、 20,000,000 円									
新事業 開強 化資 金	中小企業 者、組合又は 中小特定非営 利活動法人で あって、次に 掲げるいずれ かの事業を行 うため資金を 必要とするも の (1) 特別の法 律等に基づ き承認、認 定等を受け て実施する 事業 (2) 県の中長 期的な施策 に関連する 事業で研究 開発支援に 関連する事 業のうち別 に定める要 件に該当す るもの (3) 技術又は 事業の新規 性が認めら れる事業 (4) 収益体質 の強化とな る計画を策 定し、商工 会議所等の 確認を受け	設備 資金 80,000,000 円 運転 資金 50,000,000 円	設備資金 80,000,000 円 運転資金 50,000,000 円	年1.45 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	設備資 金12年 以内 運転資 金10年 以内	1年以 内据置 き 元金均 等月賦	法人 取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。 個人 原則と して不 要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。 ト以 下)	要 (年0.4 パーセ ント以 上1.7パ ーセン ト以 下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしま ね

	ており、かつ、商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業											
経営改善長期借換資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であつて、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 (3) 取引金融機関等の支援体制が確保されてい	運転資金	280,000,000円	年1.65パーセント (融資期間が10年以上のも	年1.50パーセント (融資期間が10年以上のも	15年以内	1年以内据置き原則として元金均等月賦	法人取扱金融機関又は保証協会の決定による。個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要(年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしまね

	ること。											
経営 安定 化対 策資 金	中小企業 者、組合又は 中小特定非営 利活動法人で あって、商工 会議所等の指 導機関の指導 を継続して受 ける体制が確 保されており、かつ、次 の要件のいず れかに該当す るもの (1) 最近3か 月間の平均 売上高、平 均販売数量 等が前年同 期、2年前 同期又は3 年前同期の 平均売上 高、平均販 売数量等に 比して3パ ーセント以 上減少して いるもの (2) 最近3か 月間の平均 売上総利益 率又は平均 営業利益率 が前年同 期、2年前 同期又は3 年前同期の 平均売上総 利益率又は 平均営業利	設備 資金 円 運 転 資 金	80,000,000	年1.45 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	10年以 内	2年以 内据置 き 元金均 等月賦	法人 取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 によ る。 個人 原則と して不 要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 によ る。 ト以 下)	要 (年0.4 パーセ ント以 上1.7パ ーセン ト以 下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしま ね

	益率に比して3パーセント以上減少しているもの (3) 原材料価格高騰等の影響により、最近1か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比して減少しているもの											
経営力強化支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、中小企業等経営強化法第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営の改善に係る計画を作成しているもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.45パーセント	年1.30パーセント	設備資金7年以内 運転資金5年以内 ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内	1年以内据置き原則と元金均等月賦	法人取扱金 融機関又は保証協会の決定による。 個人原則として不要	取扱金 融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.5パーセント以下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしまね
経営改善サポート資金	中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第127条に規定する認定支援機関の指導又	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.75パーセント	年1.60パーセント	15年以内	1年以内据置き元金均等月賦	法人取扱金 融機関又は保証協会の決定による。	取扱金 融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上0.91パーセント以下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしまね

	は助言を受け て作成した事 業再生の計画 等（当該計画 に係る債権者 全員の合意が 成立したもの に限る。）に 従って事業再 生を行い、金 融機関に対し て計画の実行 及び進捗の報 告を行うもの							る。 個人 原則と して不 要		下)	興財団	
再生 支援 資金	中小企業 者、組合又は 中小特定非営 利活動法人で あって、市中 金融機関から の一般の融資 を受けること は困難である が、次の要件 の全てに該当 し、再生のた めの資金を必 要とするもの (1) 再生の見 込みのある 企業とし て、商工会 議所又は商 工会連合会 の商工調停 士の推薦を 受けている こと。 (2) 取引金融 機関等の支 援体制が確 保されてい	運転 資金	50,000,000 円	年2.35 パーセ ント	年2.20 パーセ ント	10年以 内	1年6 箇月以 内据置 き 元金均 等月賦	法人 取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。 個人 原則と して不 要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 による。 個人 原則と して不 要	要 (年0.2 パーセ ント以 上1.5パ ーセン ト以 下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農協 JFしま ね

ること。

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「第2条第5項各号」の次に「又は第6項」を加え、「法人1人以上」を「法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による。」に、「個人原則として不要」を「個人 原則として不要」に改め、同部災害復旧資金の項中「法人1人以上」を「法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による。」に、「個人原則として不要」を「個人 原則として不要」に改め、同表の注の1中「収益体質強化資金、経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金及び経営安定化対策資金」を「経営改善長期借換資金、経営安定化対策資金及び経営力強化支援資金」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「海外展開支援資金の取扱期間は平成31年3月31日保証承諾分までとし、経営改善サポート資金」を「新事業展開強化資金及び経営改善サポート資金」に改め、同表の注の2第1号中「代表者及び」を削り、同号ア中「組合役員」を「代表者又は組合役員」に改め、同表の注の3第2号中「第6号まで」を「第4号まで又は第6号」に改め、同表の注の3第4号中「中小企業等経営強化法第4条第1項に規定する」、「産業競争力強化法第115条第1項に規定する」及び「（同項に規定する支援創業関連保証及び同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。）」を削り、同表の注の3に次の1号を加える。

(1) 保険法第15条に規定する危機関連保証

別表の注に次のように加える。

- 6 国の全国統一の保証制度である危機関連保証制度（危機関連保証制度要綱（20171023中庁第1号）に規定する「危機関連保証制度」をいう。）に係る保証は、セーフティネット資金についてのみ適用する。（ただし、知事が別に定める場合を除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以前の認定に係る融資で同日以後にその保証人に係る融資条件を変更するものについての保証人に係る融資条件については、改正後の要綱の規定を適用する。

---

島根県告示第184号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第1項中「第3条第1号ア」を「第3条第1項第1号ア」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

---

島根県告示第185号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「第2条第2号から第5号まで」を「第2条第2号から第6号まで」に改める。

第4条第1項第1号中「第3条第1号ア」を「第3条第1項第1号ア」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成30年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

#### 島根県告示第186号

島根県入札監視委員会設置要綱（平成13年島根県告示第856号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「県が発注した工事及び境港管理組合が発注した工事であって県内において施工された」を「県及び境港管理組合が発注した建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務（以下「工事等」という。）であって、施工箇所又は業務対象箇所が県内である」に改め、同条第2号中「工事」を「工事等」に改め、同条第3号ア中「工事成績評定」を「工事等成績評定」に改める。

第3条第2項中「5人」を「6人」に改める。

第6条第1項中「工事」を「工事等」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

#### 島根県告示第187号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 中村3（追加）
- 2 土地の表示

平成24年島根県告示第417号（以下「告示」という。）で指定した標柱1号から5号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号を結んだ線、標柱13号から22号までを順次に結んだ線及び標柱22号と告示で指定した標柱5号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町中村中尾348番	13号
〃 350番	14号
〃 351番1	15号
〃 351番	16号
〃 362番地先道路敷	17号
〃 358番地先道路敷	18号
隠岐郡隠岐の島町中村中尾高平ノ一370番	19号
〃 381番4	20号
隠岐郡隠岐の島町中村中尾366番	21号及び22号

**島根県告示第188号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

出雲市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

出雲市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和56年 3 月20日から平成34年 3 月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和56年島根県告示第331号、昭和57年島根県告示第676号、昭和58年島根県告示第754号、昭和59年島根県告示第748号、昭和61年島根県告示第868号、昭和62年島根県告示第461号、昭和62年島根県告示第1097号、昭和63年島根県告示第652号、平成2年島根県告示第377号、平成2年島根県告示第463号、平成2年島根県告示第853号、平成3年島根県告示第367号、平成3年島根県告示第529号、平成3年島根県告示第1035号、平成4年島根県告示第614号、平成5年島根県告示第363号、平成6年島根県告示第151号、平成6年島根県告示第597号、平成6年島根県告示第861号、平成8年島根県告示第52号、平成8年島根県告示第492号、平成8年島根県告示第558号、平成9年島根県告示第40号、平成9年島根県告示第710号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第167号、平成11年島根県告示第224号、平成11年島根県告示第724号、平成11年島根県告示第920号、平成12年島根県告示第340号、平成12年島根県告示第870号、平成13年島根県告示第492号、平成14年島根県告示第491号、平成14年島根県告示第548号、平成14年島根県告示第549号、平成14年島根県告示第739号、平成16年島根県告示第11号、平成18年島根県告示第848号、平成18年島根県告示第849号、平成18年島根県告示第850号、平成18年島根県告示第851号、平成18年島根県告示第852号、平成24年島根県告示第142号及び平成27年島根県告示第320号の事業地のうち大津町、今市町、築山新町、白枝町、天神町地内において事業地を変更する。

**訓****令****島根県訓令第3号**

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表畜産技術センターの項の次に次のように加える。

--

水産技術センター
漁業無線指導所で無線通信の業務に従事する職員
同 左
同 左
所属長は、勤務時間が7時間45分以上の場合は1時間の休憩時間を勤務時間の中途に置く。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年1月24日に終了した旨島根県浜田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年6月12日から平成30年1月24日まで
- 3 作業地域  
浜田市三隅町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年3月12日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
平成29年6月20日から平成30年3月12日まで

- 3 作業地域  
浜田市の一部

---

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土地区画整理組合の名称  
安来市今津道マン土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成21年 9 月 8 日から平成35年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
安来市今津町字道マンの一部
- 4 事務所の所在地  
安来市今津町495番地
- 5 設立認可の年月日  
平成21年 9 月 8 日
- 6 変更認可の年月日  
平成30年 3 月27日

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表総務課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第1項の西部事務所の表中「工務係」を「工務第一係、工務第二係」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項を次のように改める。

年次有給休暇は、1日、半日（始業の時刻から休憩時間の開始時刻まで又は休憩時間の終了時刻から終業の時刻までの期間をいう。以下同じ。）又は1時間を単位として与えるものとする。

第22条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は前項の規定により換算された半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数を日に換算する場合」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項中「第21条」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 半日を単位として与えられた年次有給休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとする。

第22条第3項中「第21条」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第13条、第14条、第18条第1項第2号並びに別表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第18条第1項第2号並びに別表第8号、第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

### 島根県公安委員会規則第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

第2条中「第2条」を「第2条第1号」に、「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、雲南市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年3月27日

島根県住宅供給公社理事長 松本 功

1 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 雲南市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営西の宮団地外24住宅及び共同施設

3 雲南市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

## (1) 雲南市営住宅条例（平成16年雲南市条例第283号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第6条第3項	入居資格の調査に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手續に関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項、第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手續に関する事務
第43条	市営住宅管理人に関する事務
第44条	市営住宅立入検査に関する事務

(2) 雲南市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 雲南市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 雲南市営住宅駐車場の管理に関する事務

## 4 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間